

土地境界鑑定人育成研修規程

(目的)

第1条 この規程は、土地境界に関する鑑定人を育成し、社会の貢献に寄与することを目的とし、愛媛県土地家屋調査士会会則第85条第1項および第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において用語の定義は、次の通りとする。

- ① 土地境界に関する鑑定
土地境界に関する鑑定とは、土地の境界に関し専門的知見から調査・測量を実施し鑑定報告書又は鑑定意見書等を作成することをいう。
- ② 土地境界鑑定人
土地境界に関する鑑定を行う専門的知見を有するものをいう。
- ③ 土地境界鑑定人育成研修運用基準
土地境界鑑定人育成研修に関する要領をいう。

(事務)

第3条 土地境界鑑定人育成研修（以下「鑑定人育成研修」という）の事務は、研修部がつかさどる。

(鑑定人育成研修運用基準)

第4条 研修部は、鑑定人育成研修の実施にあたっては、土地境界鑑定人育成研修を円滑に実施するため、土地境界鑑定人育成研修運用基準（以下「運用基準」という）を作成しなければならない。

- 2 運用基準は、研修開始までに理事会の承認を得るものとする。
- 3 運用基準は、次の各号について定めるものとする。
 - ① 研修の運営に関する事項
 - ② 受講者の募集に関する事項
 - ③ 受講料に関する事項
 - ④ 研修終了者の認定に関する事項
 - ⑤ その他研修に関し必要な事項

(受講者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者を受講者とする。

- ① 土地家屋調査士会会員
- ② 土地家屋調査士となる資格を有する者で会長が認めた者

(受講料)

第6条 鑑定人育成研修にかかる費用は受講者に負担を求めることができる。

(会計)

第7条 鑑定人育成研修にかかる費用については、経理が明らかになるようにしておかなければならない。

(研修の期間)

第8条 鑑定人育成研修は、期間を1年とし、10回の研修をおこなうことを標準とする。ただし、見込まれる受講者数、予算、行事その他特別の事情がある場合は、理事会の承認を得て、当該期間および回数を変更することを妨げない。

(研修科目)

第9条 研修科目は、土地家屋調査士会連合会発行の『土地境界基本実務叢書』を基本に、土地境界鑑定人育成に必要な科目とする。

2 前項のほか、必要に応じて必要な科目を新設又は変更することができる。

(講師)

第10条 土地境界鑑定人育成研修は、外部講師を招聘して又は内部講師に委嘱して実施するものとする。

(研修計画)

第11条 研修部は、科目、講師その他研修についての計画を研修募集開始までに作成するものとする。

2 講師の都合等により、研修についての計画に変更が生じる場合は、速やかに、受講生に知らせなければならない。

(修了証書の交付)

第12条 研修を修了したものは、修了者名簿に記載し、愛媛県土地家屋調査士会会長より修了証書を交付するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年9月2日から施行する。